

# 令和5年度「資源循環型農業構造転換緊急対策事業」第5回公募要領

農林水産部農業技術課

## 1 目的

本県農業の持続的発展を図るため、今般、価格が高騰している化学肥料の代替となりうる家畜排せつ物等の産業副産物を有効活用し、化学肥料の使用量を低減する資源循環型農業に取り組み、その取組に必要な堆肥等の散布機械や施設の整備、堆肥等の施用の支援を希望する事業実施主体を募集する。

## 2 事業の概要

### (1) 事業実施主体（応募者の要件）

茨城県内に所在する次のいずれかに該当する者（以下「認定農業者等」という。）であって、県内にその経営面積の過半の生産・経営基盤を持つ者。

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第55号）に規定する農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定を受けた者

イ 農業経営基盤促進法の規定に基づき市町村が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」あるいは、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」を到達した農業経営体

ウ 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から農用地利用規定の認定を受けた農事組合法人その他の団体

エ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、市町村が策定した地域計画に位置付けられた農業経営体

### (2) 事業内容

事業内容は下表のとおり。なお、事業実施主体は、事業メニューを併せて応募できる他、個別の事業メニューで応募できる。ただし、令和6年2月29日までに納品又は設置を完了すること。

事業の種類	事業メニュー	事業内容	補助率	補助額上限
1 機械・施設等の導入	—	化学肥料の代替として堆肥等をほ場に散布するために必要な機械・施設の導入やペレット化など堆肥を散布し易くするために必要な堆肥等の加工機械の導入	1/2 以内	経営体1戸あたり300万円

2 堆肥等の施用	(1) 堆肥等の施用	化学肥料の代替として堆肥等をほ場に散布するための取組	1/2 以内	2,500 円/10a ただし、経営体 1 者当たり 15 万円
	(2) 成分分析	化学肥料の代替として、認定農業者等が購入した堆肥等に副資材を混和し、自ら使用する肥料を生産する際に必要な成分分析の取組	1/2 以内	—

### 3 応募手続

#### (1) 応募書類提出先

応募者は、事業実施計画書（別紙様式第 1 号 及び 別紙様式第 1 号別添）を作成し、作成した事業実施計画書及び添付資料を事業実施主体が 2 の（1）のアからエのいずれかに該当していることを確認できる市町村農政担当課に提出する。

#### (2) 提出締切日

令和 6 年 1 月 19 日（金）（市町村必着）

#### (3) 提出部数

提出部数は 1 部とする。なお、応募者は、県が審査の過程で必要に応じ連絡することから、提出した書類のコピーを必ず保管しておくこと。

### 4 審査・採択決定

知事は、提出された事業実施計画書等の審査を行い、事業の採択を決定し、採択結果（採択／不採択）については、文書で通知する。なお、審査の経過等についての問い合わせには応じない。

また、採択は、補助金の交付を保証するものではないため、原則として補助対象経費の購入など事業の着手を行わず、採択後に提出される補助金交付申請書を県で精査したうえで知事が通知する交付決定の後に行うこと。

### 5 留意事項

(1) 事業の詳細については、本事業実施要領及び交付要項を参照すること。

(2) 本事業により補助を受ける内容と同一の内容で、国・県から重複して助成を受けることはできない。当該事実が判明した場合は、補助金交付決定の取消し、又は補助金の返還を求めることがある。

(3) 事業完了後 30 日以内、又は令和 6 年 3 月 6 日のいずれか早い日までに、事業実施計画書を提出した市町村を通じて県に実績報告書を提出すること。

(4) 事業完了後、実績報告書の内容について、事業実施計画書との整合や補助対象経費を確認の上、補助金額を確定し、請求に基づき指定口座へ補助金を支払う。ただし、必要な場合は、概算払いとして支払うことも可能。